

返金詐欺に注意！

～ 「ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑って～

内容 洋服代金の返金を受けるために相手の指示に従ったところ約10万円を送金していたインターネット検索で見つけたサイトで洋服を注文した。支払いはプリペイド型電子マネー（以下、電子マネーという）のみの対応だったため、コンビニで約7,000円の電子マネーを購入し、電子マネーの情報を相手に伝えることで支払った。

後日、事業者より「在庫がないので返金処理をする」と連絡があり、返金手続きのために事業者のLINEアカウントを友だち登録した。事業者に「ペイで返金すると言われ、LINEで電話があり、指示に従った。送られたQRコードを読み取り、事業者に「返金コードを送るので、その数字『99980』を入力すると支払った代金分が返金される」と言われ、指示されたとおり『99980』と入力した。

しかし事業者から返金はされず、逆に自分から事業者に9万9,980円を送金してしまったことに気がついた。返金してほしい。（10代 男性）

消費生活センターからのアドバイス

「ペイ」等のコード決済サービスを悪用して金銭を騙し取る手口に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。

- ・相談事例をみると、ネットショッピングで商品を購入した消費者が、販売業者から「欠品のため、コード決済アプリを使って返金する」等と言われ、返金手続きを誘導されているうちに、「返金」してもらはずがいつの間にか「送金」してしまっていたというトラブルが目立ちます。

「ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑ってください。

- ・ネット通販の商品代金を銀行振込みや電子マネーで支払っているにもかかわらず、支払いに用いていないコード決済アプリで返金を行うのは極めて不自然です。
- ・相手方から、「ペイで返金します」と連絡が来た場合は、相手の指示には従わず、最寄りの消費生活センターまたは消費生活相談窓口にご相談ください。また、被害に遭ってしまった場合は、すぐにコード決済サービス事業者に申し出るとともに、警察に相談してください。

通販サイトを利用する際は、販売業者の所在地や連絡先、販売責任者名など販売業者の情報をしっかり確認しましょう。

- ・返金詐欺の被害に遭わないためにも、そもそもネット通販のトラブルに遭わないことが肝要です。以下のようなサイトは、詐欺サイトである恐れがありますので、事前にチェックするようにしましょう。

サイト内の日本語が正しく表記されていない。

市場では希少なものがこのサイトでは入手可能となっている。

ブランド、メーカー品で価格が通常より安い。

支払方法が銀行振込や電子マネーに限定されている。振込先の銀行口座の名義が個人名である。

キャンセル、返品、返金のルールがどこにも記載されていない。

サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない。

おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「消費生活相談窓口」にご相談ください。

ながさき消費生活館

困ったときは、一人で悩まずに、早めに相談を

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ)

市町・県の「消費生活センター」や「消費生活相談窓口」につながります

長崎県消費生活センター 095 - 824 - 0999

[相談受付] 平日(月～金) 9:00～12:00、13:00～17:00



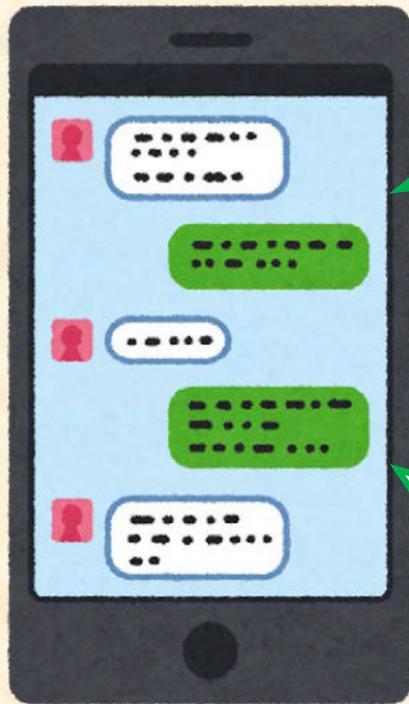
〇〇ペイで返金します と言われたら、詐欺を疑ってください！

新手詐欺

- ① ネットショッピングした
が商品が届かない



- ② サイト事業者から
返金の連絡



商品が準備できないので返金します。

〇〇ペイで返金します。送った〇〇ペイのリンクをタップしてください。

- ③ 電話で指示されながらスマホ操作したら、返金してもらはずが送金してしまった



すぐに最寄りの消費生活センターや警察へ
* 消費者ホットライン:「188(いやや!)」番
* 警察相談専用電話:「#9110」番



独立行政法人
国民生活センター

2023年9月